

# 路外駐車場の設置

—届出制度の概要—

盛岡市建設部交通政策課

令和3年1月改訂版



## 1. 路外駐車場とは

駐車場法でいう「路外駐車場」とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で一般公共の用に供される\*ものをいいます。

「自動車」とは、道路交通法に規定される自動車を指し、原動機を搭載した四輪以上の一般にいう自動車のほか、大型自動二輪車（排気量 400cc 超え）及び普通自動二輪車（排気量 50cc 超え 400cc 以下）も含まれます。原動機付自転車、自転車、車いす及び歩行補助車等は含まれません。

\*「一般公共の用に供される」とは、使用者が限定されず、誰でも利用できるという趣旨です。したがって「月極駐車場」や「建築物に設置された駐車場で使用者が限定されているもの」は、路外駐車場には含まれません。なお、「使用者が限定される」とは、使用が認められない車両を入口で管理人等が排除するなど、当該駐車場の使用が可能な車両以外は排除されることが必要であり、「〇〇スーパー専用駐車場」等の表示のみで、使用者が限定されない場合は、路外駐車場に含まれます。

## 2. 構造・設備の基準

路外駐車場のうち、駐車スペース\*の面積が 500 m<sup>2</sup>以上であるものは、その構造及び設備について、駐車場関係法令等に定める技術的基準を満たさなければなりません。

また、平成 18 年 12 月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）に規定される特定路外駐車場\*を設置する場合は「路外駐車場移動等円滑化基準」が適用されます。

なお、建築物として設置する場合は建築基準法等も適用されます。

\*「駐車スペース」とは、車路及び管理人事務所等を除く、車両が駐車する駐車スペースの合計面積を指します。ただし、駐車スペースと車路等の区分が明確でないものは、車路等の面積も含むものとされます。

機械式立体駐車場など特殊の装置を用いる駐車場の場合は、ゲージ、パレット等の面積により算定することとなります。

また、月極駐車等と併設されている場合の面積は、月極駐車等の用に供する面積を除いて算定します。

\*「特定路外駐車場」とは、駐車場法に規定する路外駐車場であって、駐車スペースの面積が 500 m<sup>2</sup>以上で、その利用について駐車料金を徴収するものです。ただし、建築物である駐車場又は建築物に附属する駐車場、道路管理者が設ける駐車場、公園施設としての駐車場を除きます。

### 3. 設置の届出, 管理規程の届出

路外駐車場のうち、①都市計画区域内にあつて、②駐車スペースの面積が 500 m<sup>2</sup>以上で、③駐車料金を徴収する場合、路外駐車場管理者は、「路外駐車場の位置、規模、構造、設備、その他必要な事項」を、あらかじめ（工事着手前に）市長に届け出ることとされています。 [駐車場法第 12 条・・・別添様式①]

併せて、バリアフリー新法の「特定路外駐車場」に該当する場合は、バリアフリー新法に係る書面も届出する必要があります。

[バリアフリー新法第 12 条・・・別添様式②]

また、路外駐車場管理者は、路外駐車場の運営の基本となるべき管理規程をあらかじめ定め、供用開始後 10 日以内に届け出なければなりません。

[駐車場法第 13 条・・・別添様式③]

### 4. 届出書及び添付図面

届出にあたっては、路外駐車場設置（変更）届出書別添様式①に次の図面を添えてください。なお、変更の届出書に添付する場合は、変更事項に係る図面のみで足りません。 [駐車場法施行規則第 1 条]

#### ① 位置図

縮尺 1/10,000 以上の地形図により、路外駐車場の位置を表示してください。

#### ② 平面図

縮尺 1/200 以上の平面図により、次に掲げる事項を表示してください。

イ 路外駐車場の区域

ロ 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。）

◎具体的には、路外駐車場の区域内に、車路、出口及び入口、駐車ます、その他の主要な施設を表示し、車路については幅員を記入するとともに、その他についてはそれぞれの寸法を記入してください。

ハ 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令第 7 条第 1 項に規定する道路の部分及び橋

◎具体的には、次のものとなります。前面道路には幅員・勾配を記入するとともに、路外駐車場の自動車の出口及び入口と次のものとの距離を表示してください（距離が 20m を超える場合は表示の必要がありません。）。

・前面道路

・横断歩道橋の昇降口、交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、橋、トンネル、安全地帯、バス停の表示柱

・幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口

#### ③ 建築物の場合は、縮尺 1/200 以上の各階平面図、2 面以上の立面図、断面図

## 5. 管理規程の内容

管理規程には、駐車場の名称、管理者の氏名及び住所、休業日、供用時間、駐車料金、損害賠償責任、駐車することができない自動車（自動二輪車の駐車ができない場合は、その旨も標記する必要があります）、附帯業務等、法令により必ず定めなければならない事項があります。別添「駐車場管理規程（例）」を参照して、作成してください。 [駐車場法第13条、駐車場法施行規則第2条、第3条]

## 6. 供用時間等の明示

路外駐車場の供用にあたっては、供用時間、駐車料金等について、駐車場利用者の見えやすい場所に明示しなければならないこととされております。

[駐車場法施行令第17条]

供用時間を臨時に変更する場合も同様に明示してください。

また、長期滞留車の取り扱いについても、駐車場利用者へ明示することが望ましいとされています。

### <駐車場の掲示（例）>

供用時間	昼 8 : 00 ~ 20 : 00 夜 20 : 00 ~ 翌 8 : 00
駐車料金	昼：最初の 1 時間 300 円その後 30 分毎 150 円上限 3000 円 夜：最初の 1 時間 200 円その後 30 分毎 100 円上限 2000 円 料金は 30 分未満を切り上げて計算するものとし、 <u>連続して駐車できるのは最初の日から起算して 7 営業日までとする。</u>
免責事項	当駐車場内において利用者に生じた物損など利用者の損失については、当駐車場の管理に明らかな非がある場合を除き、当駐車場は責を負わないものとする。
長期放置車両の取り扱い	上記連続駐車期間を超過して尚、引取りのない車両について、当駐車場は所定による告知後、撤去する場合がある。これに要する費用は、放置者負担とする。 ※その他、必要な事項は当駐車場の管理規程による。

## 7. 届出内容の変更

路外駐車場について届け出た事項を変更する場合は別添様式①により、管理規程を変更した場合は別添様式③により、その届出が必要となります。

[駐車場法第12条、第13条]

また、路外駐車場の全部又は一部について、供用を休止したときや再開したとき、又は廃止したときは、別添様式④により 10 日以内に届出をしてください。

[駐車場法第14条]

## 8. 駐車場管理者の責務

駐車場管理者は、管理規程に定めた供用時間内においては、正当な理由がない限り供用を拒むことはできません。

また、管理規程に従い運営するとともに、構造及び設備については、技術的基準に適合するよう維持しなければならないが、自動車の保管に関しては、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き損害賠償の責任を免れることができません。  
〔駐車場法第 15 条, 第 16 条〕

## 9. 立入検査等

市長は、駐車場法を施行するため必要な限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は市職員が路外駐車場若しくはその業務に係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査をすることができます。  
〔駐車場法第 18 条〕

## 10. 是正命令

市長は、路外駐車場の構造及び設備が駐車場法の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営が駐車場法若しくは駐車場法に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

この場合において、市長は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置が取られるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができます。

〔駐車場法第 19 条〕

## 11. 罰則

設置等の必要な届出をしない場合、構造及び設備に対する是正命令に従わない場合、立入検査等を拒否した場合などの違反行為には、駐車場法の規定により最高 100 万円以下の罰金に処せられます。

〔駐車場法第 21 条, 第 22 条, 第 23 条, 第 24 条〕

# 路外駐車場設置基準の概要

## 1 共通事項

(1) 出口及び入口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜別図①＞

### ① 駐車場法施行令第7条による制限で出口及び入口を設けてはいけない場所

- a 横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から5m以内の道路の部分
- b 幼稚園，小学校，義務教育学校，特別支援学校，幼保連携型認定こども園，保育所，児童発達支援センター，児童心理治療施設，児童公園，児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し，かつ，縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては，当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む。）
- c 橋
- d 幅員が6m未満の道路
- e 縦断勾配が10%を超える道路

### ② その他，駐車場法施行令第7条による出口及び入口に係る制限

- f 前面道路が2以上ある場合は，自動車交通に支障を及ぼす恐れのない道路に設けなければなりません。（ただし，歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れのある場合はこの限りではありません。）・・・・・・・・・・＜別図②＞
- g 駐車のために供する部分の面積が6,000㎡以上の場合は出入口を分離し，かつ，その間隔を道路に沿って10m以上としてください。（ただし，前面道路の車線が工作物により往復の方向別に分離されており，入出庫車両の錯綜が起こらないと考えられるときは，出口と入口との間隔を10m未満とすることができます。）・・・・・・・・・・＜別図③＞
- h 出入口で自動車の回転を要する場合は，必要に応じ，隅切りをしなければなりません。（この場合，切取線と車路，及び切取線と道路のなす角度は等しくし，切取線の長さは1.5m以上としてください。）・・・・＜別図④＞
- i 出口付近の構造は，当該出口から2m（専ら特定自動二輪車の駐車のために供する路外駐車場の場合は1.3m）後退した車路の中心線上1.4mの高さにおいて，道路の中心線に直角に向かって，左右それぞれ60度以上の範囲内において，当該道路を通行する者の存在を確認できるようにしてください。・・・・・・・・・・＜別図⑤＞

※ f～iについては，道路内に出入口を設ける場合（交通広場，駅前広場，あるいは広幅員道路に地下駐車場の出入口が設けられる場合）には適用されません。

③ 道路交通法第 44 条による制限で出口及び入口を設けてはいけない場所

- a 交差点，横断歩道，自転車横断帯，踏切，軌道敷内，坂の頂上付近，勾配の急な坂又はトンネル
- b 交差点の側端又は道路の曲がり角から 5 m 以内の部分
- c 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5 m 以内の部分
- d 安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 10m 以内の部分
- e バス停の標示柱又は標示板から 10m 以内の部分
- f 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10m 以内の部分

(2) 車路（駐車場法施行令第 8 条）

自動車は円滑かつ安全に走行することができるように，車路については次の表に示された以上の幅員を確保してください。・・・・・・・・・・・・・・・・・・〈別図⑥〉

	自動車	自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車
一方通行	3.5 m 以上	2.25m 以上
車路に接して料金徴収施設が設置され，歩行者の通行が不可の部分	2.75m 以上	1.75m 以上
相互通行	5.5 m 以上	3.5 m 以上

(3) バリアフリー新法にかかる技術基準について

バリアフリー新法が平成 18 年 12 月に施行され，移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定めた「路外駐車場移動等円滑化基準（省令）」が併せて施行されました。

新設，変更等でバリアフリー新法の特定路外駐車場の対象となる場合は，次の基準に適合させるとともに，市長あて「路外駐車場設置（変更）届出書」に添付する書面別添様式②を提出することになります。

また，既存の特定路外駐車場の管理者は，基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。

[バリアフリー新法第 11 条，第 12 条]



## 【バリアフリー新法での技術基準】

◇特定路外駐車場には車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。

※岩手県条例「ひとにやさしいまちづくり条例」では、100区画以上の駐車施設の場合は、2以上の車いす使用者用駐車施設を設けることとされています。

◇車いす使用者用駐車施設の幅は350cm以上とすること。

※市条例「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」の対象駐車場の場合は、併せて奥行6.0m以上を確保する必要があります。

◇車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設である旨を見やすく表示すること。

◇車いす使用者用駐車施設は、道又は公園、広場その他の空き地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に移動できる経路（以下「路外駐車場移動円滑化経路」という。）とし、できるだけその経路が短くなる場所に設けること。

◇路外駐車場移動円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

①段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合はこの限りでない。

②出入口の幅は80cm以上とすること。

③通路の幅は120cm以上とし、50m以内ごとに車いすの転回に支障が無い場所を設けること。

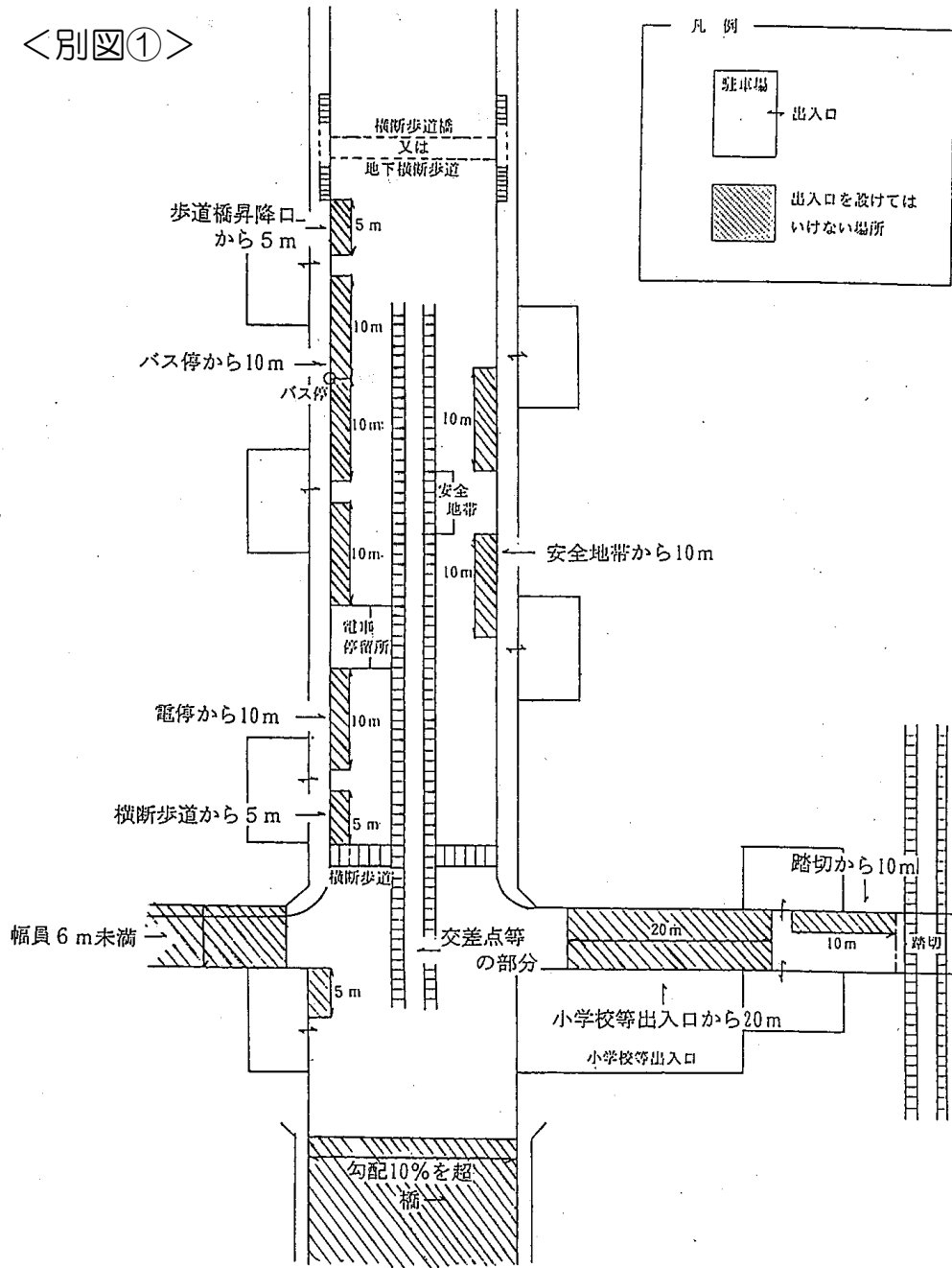
④段に代わる傾斜路の幅は120cm以上とすること。ただし、段に併設する傾斜路の幅は90cm以上とすること。

⑤段に代わり、又は併設する傾斜路の勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。

⑥傾斜路の勾配が1/20を超え高さが75cmを超えるものにあつては、高さが75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。

⑦傾斜路の勾配が1/12を超える部分、又は高さが16cmを超え、かつ勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

<別図①>



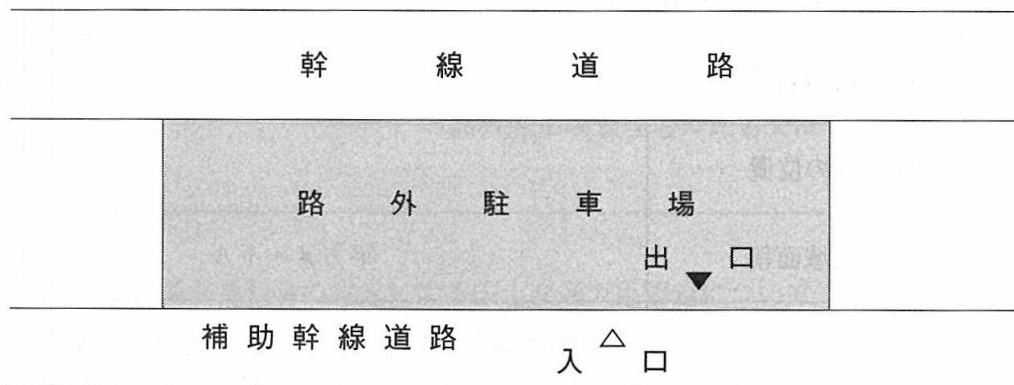
※ただし、駐車場法施行令第7条第2項に規定する場所については、国土交通大臣の認定により出入口の設置が可能。

この範囲での出入口の設置が可能となった。

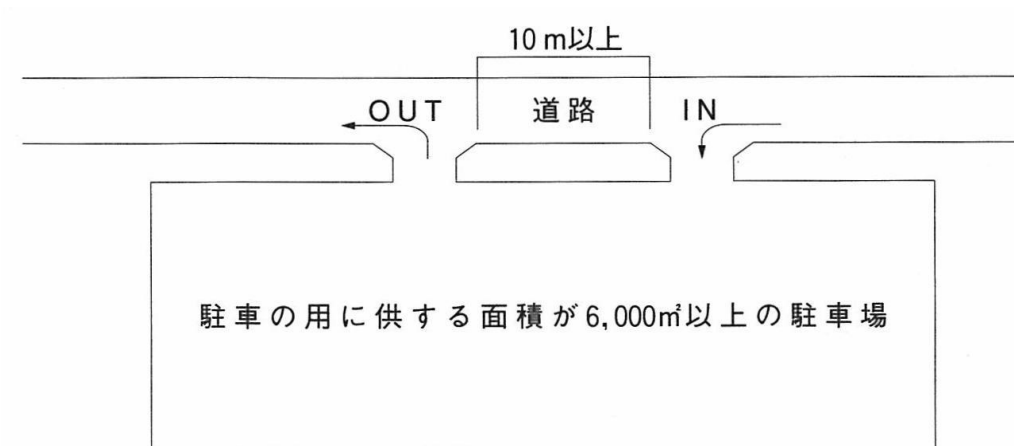
具体的にいかなる場合に「道路の円滑かつ安全な交通に支障がない」と認められるかは、現地の交通状況や交差点形状等に応じて、関係する道路管理者、都道府県公安委員会との協議又は意見聴取を経て個別具体的に判断されることとなる。

なお、この国土交通大臣の認定手続きは、各地方整備局等に委任されている。

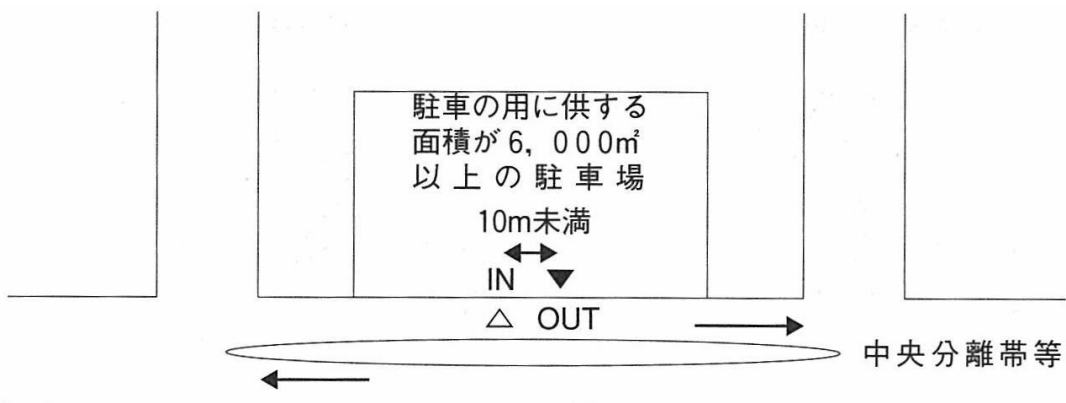
<別図②>



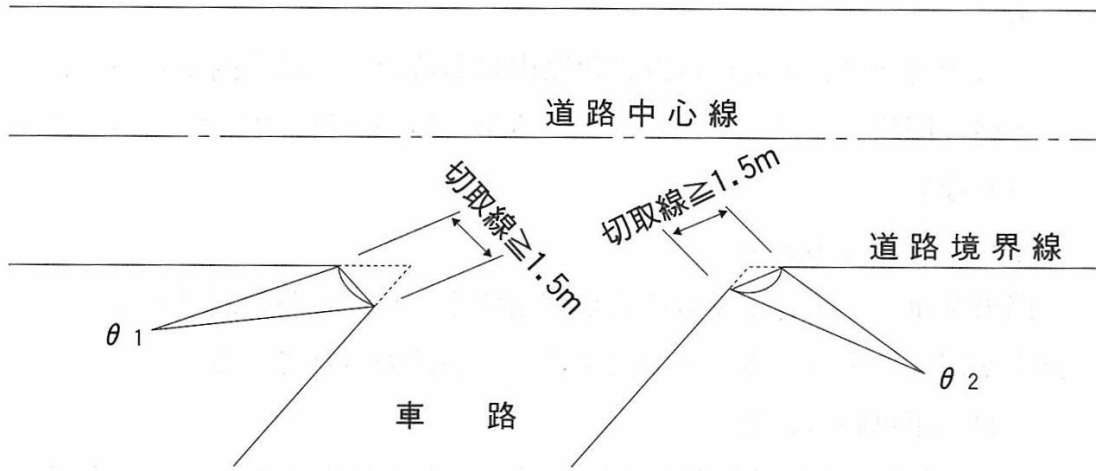
<別図③>



\*自動車の出入口が設置される道路が中央分離帯等によって往復の方向別に分離されている場合は、出口と入口との間隔を10m未満とすることも可能。



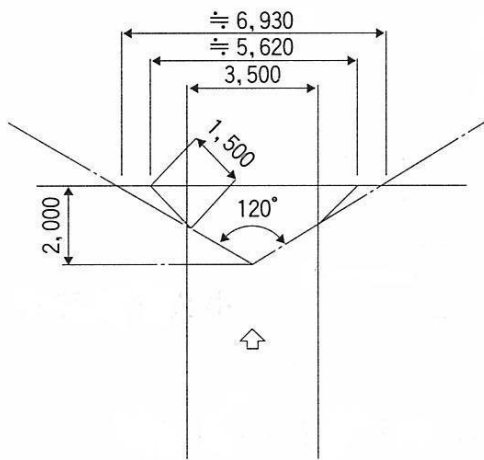
<別図④>



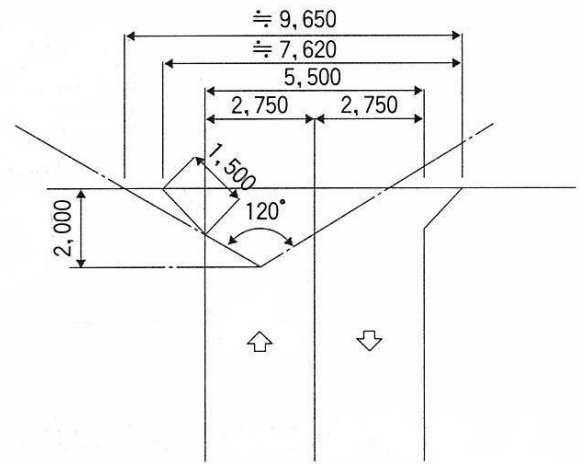
<別図⑤>

【 四 輪 車 】

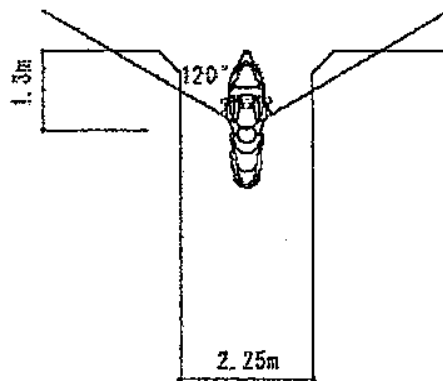
〔一方通行の場合〕



〔相互通行の場合〕

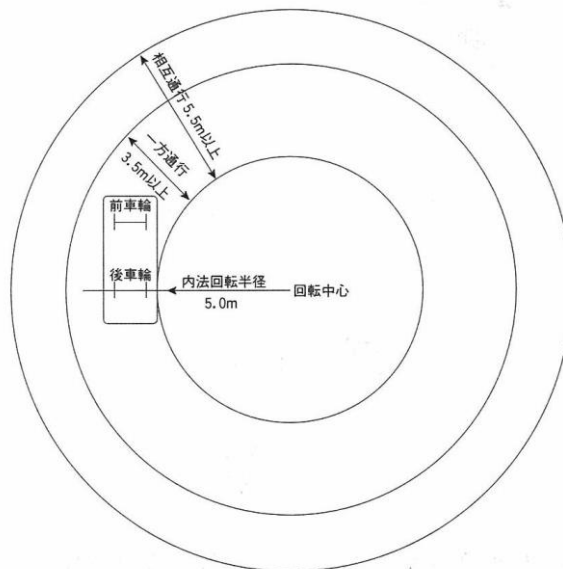
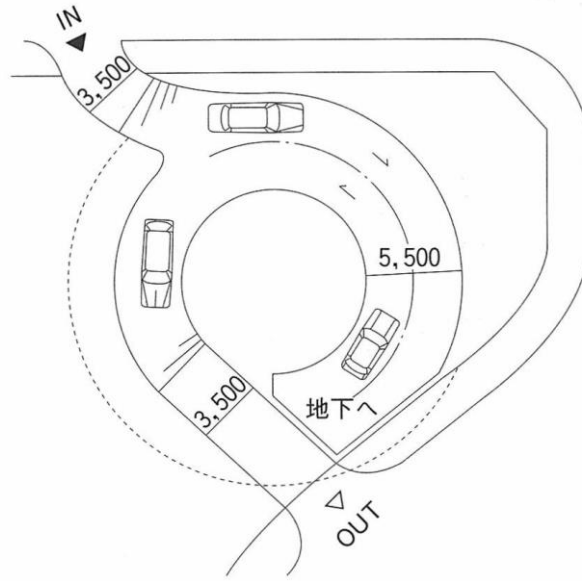


【 自動二輪車（一方通行の場合） 】

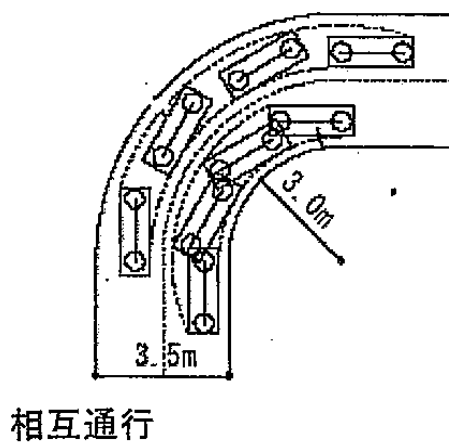
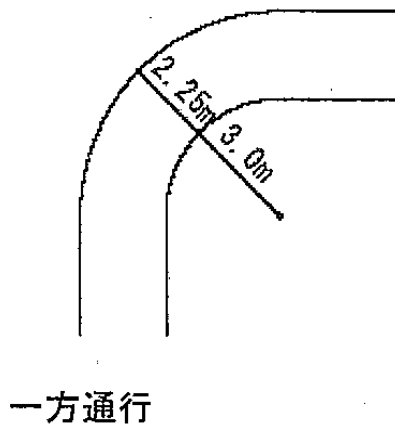


<別図⑥>

【 四 輪 車 】



【 自動二輪車 】



## 2 建築物である路外駐車場

建築物である路外駐車場は、次の基準も全て満たすものとしてください。

### (1) 車路（駐車場法施行令第8条）

- a 幅員については平面駐車場と同様となります。
- b はり下の高さ 2.3m以上 . . . . . <別図⑦>
- c 屈曲部における回転可能な内のり半径 . . . . . <別図⑥>
  - ・四輪車（特定自動二輪車併用含む）の駐車のために供する駐車場 5 m以上
  - ・専ら特定自動二輪車の駐車のために供する駐車場 3 m以上
- d 傾斜部の縦断勾配は17%を超えないこと。
- e 傾斜部の路面は粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げること。

### (2) 駐車のために供する部分の高さ（駐車場法施行令第9条）

はり下の高さ 2.1m以上

### (3) 避難階段（駐車場法施行令第10条）

直接地上に通ずる出入口のある階以外の階に駐車のために供する部分を設けるときには、避難階段（建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項）又はこれに代わる設備を設けなければなりません。

### (4) 防火区画（駐車場法施行令第11条） . . . . . <別図⑧>

駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合は、駐車場と当該施設の間を耐火構造（建築基準法第2条第7号）の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項）によって区画しなければなりません。

### (5) 換気装置（駐車場法施行令第12条） . . . . . <別図⑨>

内部の空気を、床面積1平方メートルにつき毎時14立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければなりません。（ただし、窓その他の開口部を有する階で、その開口部の換気に有効な部分の面積がその床面積の1/10以上であるものについては、この限りではありません。）

### (6) 照明装置（駐車場法施行令第13条）

次に示す以上の照度を保つ照明装置を設けなければなりません。

- ・車路 10ルクス
- ・駐車のために供する部分の床面 2ルクス

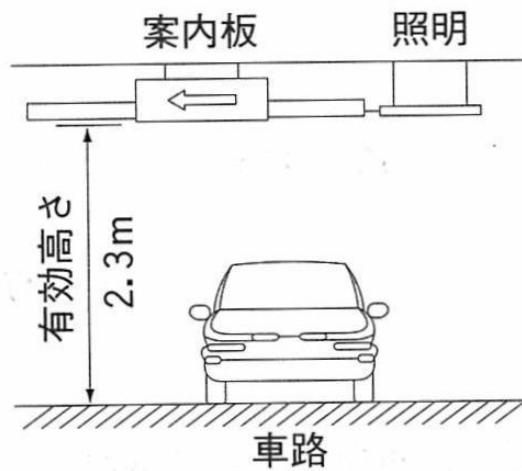
(7) 警報装置 (駐車場法施行令 14 条)

自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければなりません。

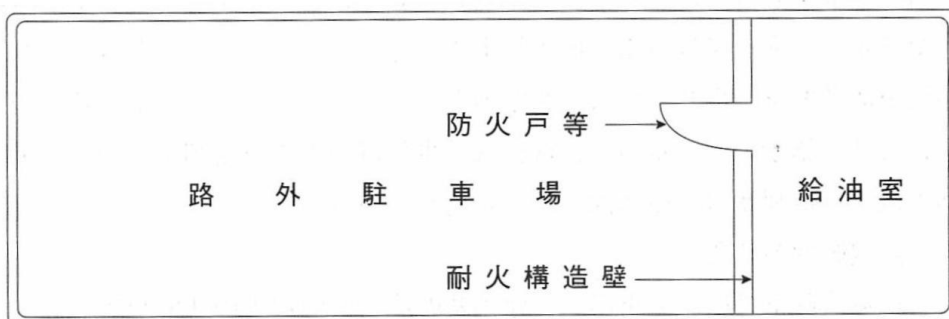
(8) 機械式駐車等の特殊装置 (駐車場法施行令第 15 条)

機械式立体駐車等の特殊装置を用いる路外駐車場は、その特殊装置について、上記に示した構造又は設備と同等以上の効力があると、国土交通大臣から認められていなければなりません。

<別図⑦>



<別図⑧>

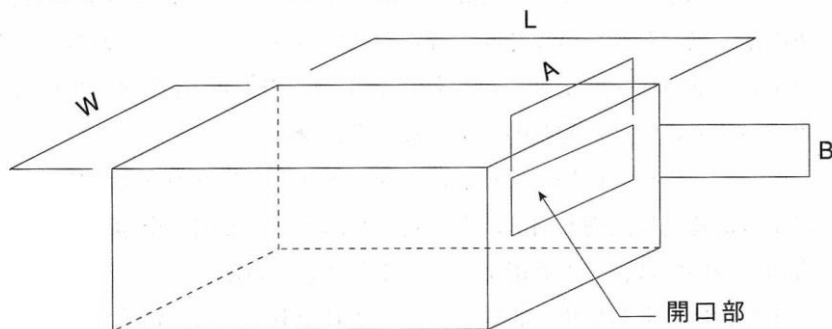


<別図⑨>

換気能力は下記の値以上とする必要がある。

機械換気の場合：必要換気量  $V \geq 14 \times W \times L$

自然換気の場合：開口部の面積  $A \times B \geq (W \times L) / 10$



## (9) バリアフリー新法への適合

一定規模以上の「特別特定建築物」又は、同建築物の敷地内に設けられる路外駐車場（立体駐車場や建築物と同一敷地内にある駐車場）には、バリアフリー新法に基づき、「建築物移動等円滑化基準」に適合させる必要があります。

また、「特別特定建築物」の修繕又は模様替えをしようとするとき、若しくは「特定建築物」の建築をしようとするときは、「建築物移動等円滑化基準」に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

### <建築物等円滑化基準等の概要>

- ① バリアフリー化の対象施設
  - ・ 出入口、廊下、階段、傾斜路、エレベーター、便所、駐車場
  - ・ ホテル又は旅館の客室、敷地内の通路
- ② バリアフリー化の義務付け対象用途（特別特定建築物）
  - ・ 特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケット等の店舗、ホテル又は旅館、官公署、老人ホーム、福祉ホーム 等
  - ・ 公共用歩廊（ペDESTリアンデッキ、自由通路等）
- ③ バリアフリー化の義務付け対象規模
  - ・ 床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>以上（公衆便所にあつては 50 m<sup>2</sup>以上）
- ④ バリアフリー化の義務付け基準（建築物移動等円滑化基準）
  - ・ 廊下等については、表面を滑りにくい仕上げにするとともに、階段等の上端に近接する部分に視覚障害者用点状ブロックを設けること。
  - ・ 敷地境界から居室までの経路等について、エレベーターやスロープの設置により階段を解消するとともに、出入口の幅を 80cm 以上、廊下の幅を 120cm 以上等とすること。
  - ・ 案内設備までの経路に視覚障害者用点状ブロックを設けること。
  - ・ 駐車場について、車いす使用者が円滑に利用できるスペースを設けること。
  - ・ 便所について、車いす使用者が使用しやすく、かつ、オストメイト対応の水洗器具を設けた便房を設けること。
  - ・ エレベーター、便所又は駐車施設の付近には、原則 JIS 規格に適合する標識を設置すること。
  - ・ エレベーター、車いす使用者用駐車施設等の案内設備等を設けること。
  - ・ ホテル等の客室については、高齢者、障害者等が利用しやすい構造とすること。（客室総数 50 以上の場合、そのうち 1 以上）

等





## 駐車場管理規程（例）

## 1 名称

\*\*\*駐車場

所在地 ○○県○○市○○区○丁目○番○号

## 2 駐車場管理者

(1) 所在地 ○○県○○市○○区○丁目○番○号

(2) 名称 \*\*\*\*駐車場株式会社

(3) 電話 ○○○ (○○○) ○○○○ (代表)

(4) 代表者 代表取締役社長 ○○○○

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 利用（第7条—第13条）

第3章 駐車料金及び算定等（第14条—第17条）

第4章 引取りのない車両の措置（第18条—第21条）

第5章 保管責任及び損害賠償（第22条—第26条）

第6章 雑則（第27条）

## 第1章 総則

(通則)

第1条 本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。

(契約の成立)

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(営業時間)

第3条 駐車場の営業時間は、毎日○○時から○○時までとする。

【補足】車両の入出庫時間に制限がある場合は、次を参考にしてください。

第3条 駐車場の供用時間は毎日○○時から○○時までとし、車両を入庫し又は出庫することができる時間は毎日○○時から○○時までとする。

(時間制利用の利用期間)

第4条 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

(営業休止等)

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

- (2) 保安上営業の継続が適当でないと思われる場合
- (3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると思われる場合
- (4) その他駐車場の管理上必要があると思われる場合

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両（自動二輪を含む。以下同じ。）は、積載物又は取付物を含めて長さ○. ○m、幅○. ○m、高さ○. ○m及び重量○ tを超えないものに限る。

## 第2章 利用

(駐車場の入出等)

第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、出口管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。

3 定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）は、定期駐車券の確認を受けた後入出庫するものとする。

【注】回数駐車券を発行している場合、その取扱いについて規定してください。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

5 利用者は、駐車券を紛失し、又は破損したときは、車両を出庫させることについて正当な権限を有することを証明した後でなければ、当該車両を出庫させることはできません。

【注】駐車券を紛失等した場合において、所定の駐車料金の外に手数料等を請求する場合は、その取扱いについて規定してください。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
- (2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。
- (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (5) 場内において宿泊しないこと。
- (6) 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。



【補足】回数駐車券を発行する場合は、次を参考にしてください。

(回数駐車券)

第〇条 回数駐車券は、次の表のとおりとする。

1枚の表示金額	1冊の枚数	料金の額
円	枚	円
円	枚	円
円	枚	円

(消費税を含む)

2 回数駐車券の料金は、当該回数駐車券の販売の際に納付するものとする。

(時間制駐車料金における駐車時間)

第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間（この条において「駐車時間」という。）は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(1) 定期駐車料金は、次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

種類	有効時間	通用期間	料金（上限額）
全日定期駐車券	午前0時から午後12時まで	1カ月	円
昼間定期駐車券	午前8時から午後8時まで		円
夜間定期駐車券	午後6時から翌日午前8時まで		円

(消費税を含む)

(2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
- ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。
- ③ 利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。
- ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第14条の規定による。
- ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第5条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。
- ⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
- ⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

【補足】 駐車料金の全部又は一部の代わりにサービス券等を収受する場合は、次を参考にして  
ください。

(駐車料金の別納)

第〇条 管理者と商店等との間に駐車サービス券（以下「サービス券」という。）の発行  
及び駐車料金の支払方法等についての特約があるときは、これらの者の交付するサービ  
ス券を持参する利用者は、駐車料金の全部又は一部の代わりにそのサービス券を利用す  
ることができる。

【補足】 駐車料金の支払いについて猶予する場合は、次を参考にしてください。

(駐車料金の支払猶予)

第〇条 利用者について、やむを得ないと認められる特別の事情があるときは、駐車料金  
を猶予するときがある。

2 駐車料金の支払いを猶予したときは、料金支払い請求書を受け取った日から〇日以内  
にその請求書に所定額の料金を添えて納付してください。

(不正利用者に対する割増金)

第 17 条 時間制利用者（定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。）が、所定の駐車料金を  
支払わないで出庫したときは、所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正利用した場合は、定期駐車券を無効とし  
て回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収  
受する。

- (1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合
- (2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合
- (3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

【補足】 駐車料金を払い戻す場合は、次を参考にしてください。

(駐車料金の払い戻し等)

第〇条 駐車料金又は割増料金の過払いの事実があったときは、当該過払いの額について、払  
い戻し又は割戻しの請求に応ずるものとします。

#### 第4章 引取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第 18 条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を  
駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日か  
ら起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知  
又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求す  
ることができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理  
者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検  
査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方  
法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。こ  
の場合において、利用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者  
に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引

取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

- 4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

#### (車両の調査)

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

#### (車両の移動)

第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

#### (車両の処分)

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であつて、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとする。

### 第5章 保管責任及び損害賠償

#### (保管責任)

第22条 管理者は、利用者へ駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

#### (利用者に対する損害賠償責任)

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

#### (車両の積載物又は取付物に関する免責)

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

#### (免責事由)

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重

大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第5条の規定による営業休止等の措置
- (5) 第13条の規定による措置

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

## 第6章 雑則

(この規程に定めない事項)

第27条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。



路外駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

盛岡市長 様

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1	駐 車 場 の 名 称						
2	駐 車 場 の 位 置						
3	イ	駐車場の区域の面積			平方メートル		
		ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)			平方メートル		
	規 模	a	建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 <sup>(注)</sup> 専用	平方メートル (駐車台数 台)
						特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
						四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台
						小計	平方メートル
						それ以外の部分	四輪車専用
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台		
				小計	平方メートル		
車路等の面積 (B)				平方メートル			
模				b	建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分
	特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)					
	四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台					
	小計	平方メートル					
	それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)				
	特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)					
	四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台					
	小計	平方メートル					
	車路等の面積 (D)					平方メートル	

規 模	3	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に 供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車 駐車台数 台
						特定自動二輪車 駐車台数 台
					小計	平方メートル
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車 駐車台数 台
						特定自動二輪車 駐車台数 台
					小計	平方メートル
4 構 造	イ	建築物である部分				
	ロ	建築物でない部分				
5 設 備	イ 特 殊 の 装 置	a	特殊の装置の有無			
		b	特殊の装置に係る 駐車場法施行令第 15条の規定による 認定の概要	認 定 の 番 号		
			特殊の装置の名称等			
	ロ	それ以外の設備				
6	附帯業務のための施設					
7	従 業 員 概 数					
8	供用開始（予定）日					

(注)

道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

移動等円滑化のために必要な構造及び設備	路外駐車場車いす使用者用駐車施設			台	
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の <sup>こう</sup> 勾配の最大値			%	
	特殊の装置	イ	特殊の装置の有無		
		ロ	特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）第 4 条の規定による認定の概要	認定の番号	
			特殊の装置の名称等		

備考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）第 4 条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

## 路外駐車場管理規程(変更)届出書

年 月 日		
盛岡市長 様		
駐車場管理者の氏名又は名称及び住所  住所 氏名 TEL		
駐車場法第 13 条の規定により、次のとおり届け出ます。		
1. 駐車場の名称  駐車場の位置		
2. 駐車場管理者の  氏名及び住所	(法人にあつては、その名称及び主たる事業所の所在地並びに代表者名)	
3. 供用時間	午前 時 分～午後 時 分 休業日	
4. 駐車料金		普通自動車 午前 時～午後 時
		普通自動車(夜間) 午後 時～翌日午前 時
	分につき	
	分増す毎に	
	月 極	
	(その他の規定)	
5. 損害賠償に 関する事項 (駐車場法第 16 条)	路外駐車場管理者は、この路外駐車場に駐車する自動車の保管にあたり、善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害を賠償する責任を負う。	
6. 構造上駐車する ことができない 自動車		
7. その他		

(備考) 変更届出書にあつては、変更した事項を朱記すること。

前回届出日 年 月 日 (受付番号 号)

## 路外駐車場休止等届出書

年 月 日

盛岡市長 様

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所  
住所  
氏名  
TEL

次の駐車場の供用を { 休止  
廃止  
再開 } したので、駐車場法第14条の規定により届け出ます。

1 駐車場の名称	
2 駐車場の位置	
3 休止、廃止または再開 の年月日	
4 理由	
5 備考	

※該当項目を○で囲んでください。